

## 道路情報提供サービスシステムによる境界確定図及び 街区境界調査図の写しの交付に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市情報公開条例（平成13年条例第28号。以下「条例」という。）第22条第1項に基づき、財務部資産管理課（以下「資産管理課」という。）が所管し、又は管理する公共用地の境界確定に関する図面（以下「境界確定図」という。）及び地籍調査事業（街区境界調査）の成果として認証された図面（以下「街区境界調査図」という。）の道路情報提供サービスシステム（以下「システム」という。）の写しの交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(注意事項の承諾)

第2条 システムによる境界確定図及び街区境界調査図の写しの交付を受けようとする者（以下「申出者」という。）は、システムを利用する前に、本要綱について同意しなければならない。

(境界確定図及び街区境界調査図の検索)

第3条 申出者はシステムを操作し、地図上、地番又は町丁目による検索で境界確定図及び街区境界調査図を特定することができる。

(交付手続)

第4条 申出者は検索し、特定した境界確定図及び街区境界調査図を印刷確認画面で確認後、画面の案内に従い図面を交付するための費用を課金機に投入し、交付手続を行うものとする。

(費用負担)

第5条 申出者は、条例第22条第4項の規定により準用する条例第16条第2項の規定により写し等の作成に関する費用を負担しなければならない。

2 既納の費用は、返還しない。ただし、申出者の責めに

よらない事由によって使用することができない場合は、この限りでない。

(利用規約)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。